

DC拠出限度額の見直しについて【政省令の公布】

2021年9月1日、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」が公布されました。

「令和3年度税制改正大綱」において措置を講じることとされた、DC拠出限度額の見直し（※）を行うため、確定拠出年金法施行令等の改正を行うものであり、本年5月27日から6月25日までの間、パブリック・コメントに付されていたものです。

※DCの拠出限度額について、DBごとの掛金相当額を反映するもの。

また、同日付で、他制度掛金相当額の算定方法に関する「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」（算定省令）が公布されるとともに、関係通知等が発出されています。

<厚生労働省HP>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#202412>

なお、施行期日は、全てのDB等において他制度掛金相当額を算定する必要があること等を踏まえ、施行までに十分な準備期間を確保するため、2024（令和6）年12月1日とされています。

これらの概要については、これまで以下の年金NEWS等でご案内してきた内容となります。

<ご参考>

- ・DC拠出限度額の見直しについて

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2020/nenkin/n715_nenkin_news_20201211_1.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2020/nenkin/n715_nenkin_news_20201211_2.pdf

- ・DC拠出限度額の見直しについて（政令案パブリックコメント）

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2021/magazine/n317_nenkin_magazine_20210602.pdf

- ・DC拠出限度額の見直しについて（算定省令案パブリックコメント）

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2021/nenkin/n719_nenkin_news_20210611.pdf

本『年金NEWS』では、改正された政令等の内容について、ポイントを別紙にまとめております。

<別紙>

『DC拠出限度額の見直しについて(確定拠出年金法施行令の改正)』

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

〔受付時間:月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く。)]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。